

【 検 査 】

732 ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット（HCG-β）（卵巣腫瘍）の算定について

《令和7年11月28日》

《令和8年6月1日更新》

○ 取扱い

卵巣腫瘍に対するD008「18」ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット（HCG-β）の算定は、悪性腫瘍又は癌の疑い傷病名の記載がない場合にあっては、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット（HCG-β）については、厚生労働省通知※に「HCG産生腫瘍患者に対して測定した場合に限り算定できる」と示されている。

卵巣腫瘍は、通常、経膈超音波検査やCT、MRI検査等の画像診断により腫瘍の有無について診断されるが、画像診断では悪性腫瘍の鑑別が困難なため、腫瘍マーカー（CA125等）が診断補助として実施されることから、直接的な作用を示さない当該検査の必要性は低いと考えられる。

以上のことから、卵巣腫瘍に対する当該検査の算定は、悪性腫瘍又は癌の疑い傷病名の記載がない場合にあっては、原則として認められないと判断した。

（※） 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について